

NPO 法人 インターナショナルネイルアソシエーション
サロン／スクール会員に関する規定

(総則)

第1条 この規定はNPO 法人 インターナショナルネイルアソシエーション(以下協会という。)の正会員とするネイルサロン、ネイルスクール(以下「サロン／スクール会員」という)の諸基準について定める。

(目的)

第2条 「サロン／スクール会員」である「サロン」は、健全な知識と技術をもって施術サービスを行うものとする。
また、「スクール」は、ネイルスペシャリストの養成をはかり、健全な知識と技術教育の普及に貢献するものとする。

(教育)

第3条 「サロン／スクール会員」である「スクール」は規定のカリキュラムに基づいた授業を行うものとする。
また「サロン」においては規定のカリキュラムに基づいた従業員教育を行うものとする。

(施設・衛生基準等)

第4条 「サロン／スクール会員」である「サロン」「スクール」の施設・衛生基準等については、協会が定める「衛生管理マニュアル」に基づき施設を使用し講ずべき衛生処置を行うものとする。
2 「サロン／スクール会員」は、当該各施設に協会が定める「衛生管理マニュアル」に規定された衛生管理責任者を置く。

(審査・入会)

第5条 「サロン／スクール会員」に入会申込みを希望する「サロン」「スクール」は、「入会申込書」を提出し、理事会の承認を受けなければならない。
2 入会にあたり協会は書類及び視察審査を行う。また、入会後も必要に応じて、施設の視察を行う。
3 協会は会員登録された「サロン／スクール会員」に「会員証」を発行する。
4 入会申込みは随時受け付け、会員登録も随時行う。
5 「サロン／スクール会員」は、登録事項に変更が生じた場合は、協会に速やかに申し出なければならない。
6 「サロン／スクール会員」は、会員登録抹消の意思がある場合、所定の書式により協会に届出ること。

(特典)

第6条 「サロン／スクール会員」は、以下の特典を有する。
(ア) 協会発行の教材(テキストなど)を特別価格にて購入することができる。
(イ) 「サロン／スクール会員」に在籍する従業員・在校生は、協会が実施する知識および技術向上の為の講習会に特別価格で参加することができる。
(ウ) 協会は、「サロン／スクール会員」のネイルに関わる教育およびイベントに関し、必要に応じた協力・援助を行う。(但し、状況により一部有料とすることがある。)
(エ) 「サロン／スクール会員」の従業員及び在校生は、協会が主催する各種イベントに、特別価格で参加する事ができる。

(協会ロゴ等の使用について)

第7条 「サロン／スクール会員」で作成、発行する印刷物(パンフレット、広告、ホームページ)には、次のロゴ、文書を記載することができる。
(ア) 協会会員であることの表示。
(イ) 協会ロゴの使用
2 ただし、次に掲げるもの等の使用については、協会事務局に申し出、事前承諾を必要とする。
(1) 協会が著作権を持つ画像、写真、情報、資料の使用。
(2) 理事長及び役員の画像、写真、コメントの使用。

(検定試験の申込)

第8条 「サロン／スクール会員」は、協会の実施する技能検定試験に当該「サロン」「スクール」ごとに団体申込みをすることができる。

(検定試験の実施)

第9条 「サロン／スクール会員」は、協会の実施する技能検定試験を、協会の技能検定試験実施規則をもとに当該各「サロン」「スクール」において実施することができる。

(検定試験運営費)

第10条 前条に基づいて申込、実施される技能検定試験の受験料のうち、協会は事務手数料として当該「サロン」「スクール」に、受験者1名につき1,080円を支払う。また、当該「スクール」を試験会場として使用する場合は、協会は会場費として当該各校に受験者1名につき1,080円を支払うものとする。

(会員登録取消し)

第11条 「サロン／スクール会員」は、以下の場合において協会理事会に因り会員登録の取消しがなされることがある。
(ア) 年会費を1年以上未納の場合
(イ) 協会の諸規定に違反した場合
(ウ) 偽りその他不正の手段により会員登録を受けた場合
(エ) 協会の名誉を著しく失墜させた場合

(意義申立て)

第12条 前条の規定により会員登録を取り消そうとする場合、当該「サロン／スクール会員」は、異議申し立てをすることができる。
2 協会は、前項の異議申立てに正当な理由があると認める場合は、再審査し、処分を取り消し、または変更するものとする。

附則 この細則は平成22年4月1日から実施する。

附則 本改訂版は平成29年4月1日から適用する。

「サロン／スクール会員」 規定カリキュラム
[理論][実技] 使用テキスト「ネイル・プロフェッショナル」

テキスト項目	内容
ネイルの衛生学	感染と免疫、衛生措置の意義と実際
人体のしくみ	解剖学と生理学、皮膚の基礎知識
ネイルとその異常	爪のなりたち、爪の健康と異常
マニキュアリストの化学	
マニキュアの基礎技術	基本的なテーブルセッティング ウォーターマニキュア ネイルラップ／ネイルチップ スカルプチュアネイル

NPO 法人 インターナショナルネイルアソシエーション
法人会員 理容美容専門学校会員に関する規定

(総則)

第1条 この規定は NPO 法人インターナショナルネイルアソシエーション(以下協会という。)の正会員(法人)とする「厚生労働大臣指定理容師・美容師要請施設の認可を受けた学校」(以下「理容美容専門学校会員」という)の諸基準について定める。

(目的)

第2条 「理容美容専門学校会員」は、ネイルスペシャリストの養成をはかり、健全な知識と技術教育の普及に貢献するものとする。

(教育)

第3条 「理容美容専門学校会員」は規定のカリキュラムに基づいた授業を行うものとする。

(施設・衛生基準等)

第4条 「理容美容専門学校会員」の施設・衛生基準等については、厚生労働省が定める理容師・美容師養成施設を使用し講ずべき衛生処置を行うものとする。

(審査・入会)

第5条 「理容美容専門学校会員」に入会申込みを希望する学校は、「入会申込書」提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会にあたり協会は書類及び視察審査を行う。また、入会後も必要に応じて授業内容、施設の視察を行う。

3 協会は会員登録された「理容美容専門学校会員」に「会員証」を発行する。

4 入会申込みは随時受け付け、会員登録も随時行う。

5 「理容美容専門学校会員」は、登録事項に変更が生じた場合は、協会に速やかに申し出なければならない。

6 「理容美容専門学校会員」は、会員登録抹消の意思がある場合、所定の書式により協会に届出ること。

(特典)

第6条 「理容美容専門学校会員」は、以下の特典を有する。

(1) 協会発行の教材(テキストなど)を特別価格にて購入することができる。

(2) 「理容美容専門学校会員」に在籍する認定 A 級インストラクターは、協会が実施する知識および技術向上の為の講習会に特別価格で参加することができる。

(3) 協会は、「理容美容専門学校会員」のネイルに関わる教育およびイベントに関し、必要に応じた協力・援助を行う。(但し、状況により一部有料とすることがある。)

(4) 「理容美容専門学校会員」の在校生は、協会が主催する各種イベントに、特別価格で参加 する事ができる。

(協会ロゴ等の使用について)

第7条 「理容美容専門学校会員」は作成、発行する印刷物(パンフレット、広告、ホームページ)には、次のロゴ、文書を記載することができる。

(1) 協会会員であることの表示。

(2) 協会ロゴの使用

2 ただし、次に掲げるもの等の使用については、協会事務局に申し出、事前承諾を必要とする。

(1) 協会が著作権を持つ画像、写真、情報、資料の使用。

(2) 理事長及び役員等の画像、写真、コメントの使用。

(検定試験の申込)

第8条 「理容美容専門学校会員」は、協会の実施する技能検定試験に当該各校ごとに団体申込みをすることができる。

(検定試験の実施)

第9条 「理容美容専門学校会員」は、協会の実施する技能検定試験を、協会の技能検定試験実施規則をもとに当該各校において実施することができる。

(検定試験運営費)

第10条 前条に基づいて申込、実施される技能検定試験の受験料のうち、協会は事務手数料として当該各校 に受験者一名につき 1,080 円を支払う。

また、当該各校を試験会場として使用する場合は、協会 は会場費として当該各校に受験者一名につき 1,080 円を支払うものとする。

(会員登録取消し)

第11条 「理美容専門学校会員」は、以下の場合において協会理事会に図り会員登録の取消しがなされることがある。

(1) 年会費を1年以上未納の場合。

(2) 協会の諸規定に違反した場合。

(3) 偽りその他不正の手段により会員登録を受けた場合。

(4) 協会の名誉を著しく失墜させた場合。

(意義申立て)

第12条 前条の規定により会員登録を取り消そうとする場合、当該「理容美容専門学校会員」は、異議申立てをすることができる。

2 協会は、前項の異議申立てに正当な理由があると認める場合は、再審査し、処分を取り消し、または変更するものとする。

附則 この細則は平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附則 本改訂版は平成29年4月1日から適用する。

「理容美容専門学校会員」規定カリキュラム

[理論][実技] 使用テキスト「ネイル・プロフェッショナル」

テキスト項目	内容
ネイルの衛生学	感染と免疫、衛生措置の意義と実際
人体のしくみ	解剖学と生理学、皮膚の基礎知識
ネイルとその異常	爪のなりたち、爪の健康と異常
マニキュアリストの化学	
マニキュアの基礎技術	基本的なテーブルセッティング、ウォーターマニキュア

NPO 法人 インターナショナルネイルアソシエーション 会員規定

(目的)

第1条 この規定は NPO 法人インターナショナルネイルアソシエーション(以下協会と呼ぶ) 定款第 6 条に規定する会員について必要な事項を定める。

(会員)

第2条 協会の目的に賛同し、入会し協会の活動を支援する者を会員とする。会員は下記 2 種類とし、正会員と賛助会員は特定非営利活動法上の社員とする。

- (1) 正会員 総会で議決権を有する個人及び法人・団体。
- (2) 賛助会員 総会で議決権を有しない個人及び法人・団体。

(入会および入会金)

第3条 会員として入会しようとする者は、協会の定める入会申込書を協会に提出し、入会金を納入しなければならない。入会金は、会費規定 に従う。

(入会の不承認)

第4条 入会申し込みをした者が以下の何れかの項目に該当する場合、その者の入会を承認しないことがある。

- (1) 過去に本規定違反等で除名処分を受けたことがある場合。
- (2) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入 漏れがある場合。

(法人会員)

第5条 第 2 条に定める正会員・賛助会員のうち、法人または団体であるものについては、別に定める法人会員細則に従い、法人代表会員の登録を行う。

- 2 法人代表会員の地位と権利・義務については、前項で記述した細則に従う。

(義務)

第6条 会員は協会の目的を遵守し、協会の活動を支援しなければならない。

- 2 会員は毎年、会費を納入しなくてはならない。会費は会費規定に従う。
- 3 会員は住所、氏名(法人・団体の名称)や登録内容に変更が生じた 場合、ただちに協会へ届け出なければならない。

(権利・義務の始期)

第7条 会員としての権利は前項の入会金および会費の納入が完了したときに発生するものとする。総会への参加および総会での議決権の行使については、毎年 3 月 31 日時点で正会員である者のみが権利を行使できるものとする。

(会員譲渡の禁止)

第8条 会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させるなど、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

(私的利用の範囲外の利用禁止)

第9条 会員は、協会が承認した場合を除き、協会を通じて入手したいかなる 情報をも複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の出願その他私的利 用の範囲を超えて使用をすることはできず、また、第三者をして使用させることはできない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は次の各号に該当するときは、資格を喪失する。

- (1) 協会に所定の退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人または団体の会員の場合、その法人または団体が消滅したとき。
ただし、合併・組織変更の場合においては資格の継承を認める場合がある。この場合は、法人会員細則に従う。
- (4) 所定の会費を継続して 1 年間に渡り滞納が生じたとき。

(入会金および会費の返還)

第11条 定款に定める、退会・資格の喪失・除名等のいかなる事由があっても、既に納入した入会金、会費は一切返還しない。

(再入会)

第12条 第10条により資格を喪失した者が再入会を希望し、協会がそれを認めたときは、再入会が認められる。

- 2 再入会に際しては、所定の入会金・会費を改めて納入しなければならない。

(除名)

第13条 会員が定款や本規定の条項等に違反したとき、または協会に損害を与えたとき、または会員としてあるまじき行為があったと認められるとき、協会は理事会の承認により会員を除名することができる。

附則 この細則は平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

NPO 法人 インターナショナル ネイル アソシエーション 法人会員細則

(目的)

第1条 この規定は NPO 法人インターナショナルネイルアソシエーション(以下協会という。) 定款第 6 条および会員規定第 5 条に定める正会員及び賛助会員の法人について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 正会員及び賛助会員の法人は、協会の趣旨に賛同した企業および 団体で正会員または賛助会員として入会を申し込み、理事会で承認を受けた者とする。

(法人代表会員)

第3条 正会員及び賛助会員の法人を代表するものとして登録された者を法人代表会員と評する。

- 2 法人代表会員はその法人及び団体を代表し、法人会員または賛助会員としての権利を行使する。
- 3 総会への参加及び議決権を行使する場合には、法人代表会員が自ら行う。ただし、法人代表会員自らが行うことが出来ない場合には、法人代表会員の指定するその法人及び団体に属する者に代理出席または代行させることができる。
- 4 前項により代理出席または代行をさせる場合は、法人代表会員は代行させる者を協会に申し出、承認を得なければならない。また、総会の議決権の行使については委任状を必要とする。

(遵守義務)

第4条 法人代表会員または法人代表会員の代理出席・代行者は協会の目的に反する行為を行ってはならない。

- 2 正会員及び賛助会員の法人が、前条の法人代表会員を変更する場合は、協会に速やかに申し出なければならない。

(法人の組織変更)

第5条 正会員及び賛助会員の法人は、その法人に合併・組織変更が発生した場合には協会に申し出なければならない。

- 2 前項による合併・組織変更の場合、その権利義務を継承する新たな法人及び団体は前法人・団体の会員としての資格・権利を継承するものとする。この場合には、理事会は必要な資料の提出を求めることがある。

附則 この細則は平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

**NPO 法人 インターナショナルネイルアソシエーション
会費規定**

1. NPO 法人 インターナショナル ネイル アソシエーション(以下協会と呼ぶ)の会員の入会金および年会費(すべて税抜き)は次のとおりとする。
 - (1)正会員(法人 美容関連法人) 入会金 10,000 円 年会費 100,000 円
 - (2)正会員(法人または個人 サロン/スクール会員) 入会金 10,000 円 年会費 36,000 円
 - (3)正会員(法人 理容美容専門学校会員) 入会金 10,000 円 年会費 36,000 円
 - (4)正会員(個人) 入会金 1,000 円 年会費 7,000 円
 - (5)賛助会員(法人) 入会金 10,000 円 年会費 20,000 円
2. 入会時に納入すべき入会金と会費は、入会申込み時に納入しなければならない。
3. 当該年度の1月以降において入会申込みをした会員が納付する初年度の年会費の額は、翌年度分として受領する。
4. 2年目以降の会費の納入は、各年度の3月までに納入するものとする。

附則 この細則は平成22年4月1日から実施する。

附則 本改訂版は平成29年4月1日から適用する。